

00630

# 鳥取縣公報

縣令

昭和十七年六月二十三日  
第千三百四十四號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

### ◆鳥取縣令第四十八號

昭和十年八月鳥取縣令第三十四號因伯牛犢生產檢查規則中左ノ通改正ス

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第六條 検査員ハ豫メ畜産組合長及關係市町長ト協議ノ上検査ノ日時及場所ヲ定メ關係者ニ周知セシメ検査ヲ行フベシ但シ特別ノ事由アル場合ハ指定ノ日時及場所以外ニ於テ検査スルコトヲ得

附則中「當分ノ内第六條第二項ノ規定ニ拘ラズ時宜ニ依リ隨時検査スルコトヲ得」ヲ削除ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### ◆鳥取縣令第四十九號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十五號諸類検査規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十條第一號第四項中「千鳥掛ト爲シ」ノ下ニ「終リヲ結止トシ」ヲ加ヘ同條第二號第四項中「千鳥掛ト爲シ」ノ下ニ「終リヲ結止トシ」ヲ加フ

第二十七條第一項中「検査等級ノ決定ニ對シ異議アルモノ」ヲ「検査等級ノ決定ニ對シ異議アル者」ニ改ム

告 示

### ◆鳥取縣告示第三百八十三號

圖書館令ニ依リ左ノ公立圖書館ヲ設置シ昭和十七年四月一日ヨリ開館ノ件認可セリ

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

（休日ニ當ル時ハ翌日）

昭和十七年六月二十三日  
第千三百四十四號

（昭和四年四月十五日）  
第三種郵便物認可

00631

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一名 稱 鳥取縣米子市立圖書館
- 一位 置 米子市西町六十六番地

鳥取縣告示第三百八十四號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 名 稱 鳥取縣西伯郡手間村
- 位 置 鳥取縣西伯郡手間村大字下宮尾九八九番
- 設置者 鳥取縣西伯郡手間村外四ヶ村學校組合

鳥取縣告示第三百八十五號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 名 稱 鳥取縣東伯郡浦安町大字下郷村上郷村學校組合
- 位 置 東伯郡浦安町八橋町伊勢五百四番地
- 設置者 東伯郡浦安町八橋町下郷村上郷村學校組合

立青年學校修徳實業專修學校

鳥取縣告示第三百八十六號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通異動アリタリ

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

診療所所在地 氏 名 異動事項 異動年月日  
東伯郡浦安町大字金市 山岡員秀 管外轉出 昭和十七年六月一日  
入頭郡散岐村大字佐貫 上村 恂 死 亡 昭和十七年三月廿日

鳥取縣告示第三百八十七號

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

出張診療所所在地 氏 名 指定年月日  
岩美郡浦富町一、五三六 秋庭美津男 昭和十七年六月十一日

鳥取縣告示第三百八十八號

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

診療所所在地 氏 名 指定年月日

00632

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 西伯郡浦安村大字河岡六一九 白川季三郎 昭和十七年六月十一日
- 鳥取市賀露町一、〇四六 涌島 操子 同
- 同 東品治町二六ノ一〇 地原 脩 同
- 同 今町二丁目二六ノ二 秋庭美津男 同
- 米子市立町二丁目八三 小川 定夫 同
- 氣高郡青谷町大字青谷三三 吉田 進 同

鳥取縣告示第三百八十九號

蠶絲生產費調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 囑託セラレタル蠶絲生產費調査員 解囑セラレタル蠶絲生產費調査員
- 擔當調査者 氏名 囑託又ハ解囑セラレタル年月日
- 佐倉 秀藏 松田 親雄 第八號 足立 延藏 昭和十七年六月十五日
- 福新 覺藏 清水 賢一 第九號 福島 君美 同
- 入川 傳 山田天津雄 第十號 河本 辰三 同

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

蠶絲調査員左ノ通囑託解囑及擔當調査區ノ變更アリタリ

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 囑託及解囑

囑託蠶絲調査員氏名 解囑蠶絲調査員氏名 擔當調査範圍 場所 囑託解囑年月日

新田 賢藏	一三	岩美郡本庄村、小田村	本庄村 役場	昭和十七年六月廿日
赤坂 實治	一六	東村	東村役場	同
西村喜代治	一七	岩井町、蒲生村	岩井町 役場	同
森岡 清	四三	氣高郡神戶村、大和村	神戶村 役場	同
三橋 善六	五〇	瑞穂村	瑞穂村 役場	同
小谷 保	五三	勝谷村、小鷲河村	勝谷村 役場	同
小田輝太郎	五七	中郷村	中郷村 役場	同
北村角太郎	四六	朝倉 辰藏	朝倉 辰藏	同
田中 辰治	二八	入頭郡用瀬町、社村	用瀬町 役場	同
西村 政夫	二五	池本 憲藏	池本 憲藏	同
林 熊三	二七	森田 寛	森田 寛	同
平野 乃康	二二	國英村	國英村 役場	同
	二六	佐治村	佐治村 役場	同
	三八	池田村	池田村 役場	同
	四一	中私都村	中私都村 役場	同

岩本 香 小椋 教治 六一 東伯郡 橋津村 役場 同	大西 次郎 江原 種夫 六八 同 倉吉町 役場 同	石田 壽雄 七九 北谷村 役場 同	龜井百太郎 眞木 悅夫 八〇 東伯郡 浦安町 役場 同	木村 活壽 山根 時茂 三 米子市 蠶業取締所 同	柴本 惣一 沼田 敬一 五 米子市 第三區 同	大谷 哲藏 門永 一雄 九二 西伯郡 境町上道村 役場 同	赤井 龜雄 横畑 一二 賀野村 役場 同	伊達 十郎 同 縣村 役場 同	安江 義之 日野郡 二部村 役場 同	收 均 川本 久人 二六 同 蠶業取締所 役場 同	仙賀 照正 古都 採一 二七 同 大宮村 山上村 役場 同	
加納 英市 竹内 八二 同 神奈川村 役場 同	西脇 弘 細田 義雄 一三 同 入郷村 役場 同	二 擔當調査區ノ變更	新擔當調査區	舊擔當調査區	氏 繭絲調査員 番號 郡市町 場務 番號 郡市町 村名 變月 日更	山根 榮治 二 鳥取市 鳥取縣 試驗場 四五 氣高郡 千代水村 松保村 昭和十七年 六月廿五日	佐野 實 一〇 岩美郡 倉田村 役場 一七 岩美郡 蒲井町 同	今井 豐 一一 同 字倍野 村 役場 一一 同 字倍野 村 役場 同	伊藤 幹雄 一四 同 津ノ井 村 役場 一〇 同 津ノ井 村 役場 同	廣谷 政義 一三 同 大岩村 役場 一三 同 大岩村 役場 同	原田 繼正 四五 同 千代水 村 役場 四三 同 千代水 村 役場 同	吉田 信義 一三 同 氣高郡 松保村 役場 二 同 鳥取市 賀露町 役場 同

田中 安治 四六 湖山村 役場 五七 氣高郡 中郷村 同	竹本 壽男 五二 正條村 役場 五二 同 正條村 同	山田 整夫 五一 鹿野町 役場 五一 同 鹿野町 同	山根 茂雄 五四 逢坂村 役場 五四 同 逢坂村 同	森田 宗城 二五 西郷村 役場 二六 同 西郷村 同	谷口 彌太郎 二六 散岐村 役場 二二 同 散岐村 同	谷口 義雄 六三 東伯郡 舍人村 役場 七七 同 東伯郡 大誠村 同	河上 泰藏 六五 淺津村 役場 七九 同 淺津村 同	平田保太郎 七三 同 榮村 役場 八一 同 榮村 同	片岡 武夫 七七 同 大誠村 役場 七三 同 大誠村 同	松田 親雄 八〇 同 上郷村 役場 六五 同 上郷村 同	森井 武久 八 米子市 張所 役場 一元 同 米子市 張所 役場 同	生田 實 三元 米子市 張所 役場 一元 同 米子市 張所 役場 同
------------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	------------------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

**鳥取縣告示第三百九十一號**

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ鳥根縣產幸助唐箕ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年六月二十三日

鳥取縣知事 土肥米之

名稱	規格	販賣業者最高販賣價格
幸助 普通型 (杉製)	高サ四尺長サ五尺三寸幅一尺四寸	三、〇〇
幸助 普通型 (杉製)	高サ四尺長サ四尺八寸幅一尺四寸	三、〇〇
幸助 普通型 (杉製)	高サ四尺長サ四尺三寸幅一尺四寸	三、〇〇
幸助 普通型 (杉製)	高サ三尺七寸長サ四尺四寸幅一尺四寸	二、八〇
幸助 普通型 (杉製)	高サ三尺七寸長サ四尺四寸幅一尺四寸	二、八〇
幸助 普通型 (杉製)	高サ三尺七寸長サ四尺四寸幅一尺四寸	二、八〇
幸助 普通型 (杉製)	高サ三尺七寸長サ四尺四寸幅一尺四寸	二、八〇

右ノ價格ハ賣主店先渡價格トシ荷造費ヲ含ムモノトス

# 彙報

## 六月の大祓式

全縣民は氏神の大祓式に參列し  
職場では夫々祓所を設けて行へ

(社事兵事課)

皇國固有の一大國家的神事たる大祓(おほはら)に關しては國民の自覺と認識の昂揚に伴ひ、漸次興隆しつゝあることは邦家の爲同慶に堪えない所である。

大祓の起源は悠遠の往昔に發する。

我々の祖先は河海に臨んで心身を淨化する禊祓(そぎはら)の手振を太古より傳へたのであるが、此の風習は神國日本の傳統的美風として神事の上に用ひられ、更に後に至つては國の制度として六月と十二月との晦日(みそか)を定期とし宮城の朱雀門前に諸司百官を會集して大祓が盛大に嚴修せられて來た。斯くて日本臣民は此の年二回の大祓を機會として、過去半歳に於ける心身の穢を祓ひ清めて全く生れ變つたやうな直(なほ)き明(あか)き本來の姿に立還つて、職域奉公に邁進して

行く反省改過の生活を營んで來たのであつた。此の故に古き歴史を有する我が國は常に若々しき活力を持續し、無窮の發展を重ねて來たのである。

現在の制度に於ては毎歲六月・十二月の晦日に宮中と各神社と大祓式が執り行はれる。宮中に於かせられては異くも天皇陛下の大祓たる節折(よなり)の御儀を執り行はせられた後、神嘉殿前庭に於て皇族王公族の御總代及び臣下の代表たる官吏の總代六十餘名が參列して大祓式を嚴修あらせられ、又伊勢の神宮を始め奉り全國の各神社に於ても大祓式が執行せられるのである。

聖職下愈々大祓の眞意義を普及徹底せしめ、大東亞戰爭完遂の誓を新にして滅私奉公の決意を固むべき秋にあたり、こゝに六月三十日の大祓式を迎へて全國民は何れかの神社の氏子として、夫々氏神の大祓式に參列し祓を受けるべきであつて、本縣民も必ずこれに列して心身を清淨にし職域奉公の誠を新にすべきである。

しかし時局柄國家の爲に其の職域を離れ難い人々もあるわけであるから、これ等の人々に對してもこの大祓精神の普及徹底を期するため、夫々の職域に祓所(はらいどころ)を設けて大祓式の實施を希望する次第である。但し此の場合に於ても代表者若干名は氏神の大祓式に參列するやう致したいものである。

00636

00635

## 婦人標準の服制定!!

之が改善は刻下の急務

(社會教育課)

### ◆ 婦人標準服の制定

我が國民の服裝は久しきに亘つて之に關する指導方針の確立を欠き、全く各自の自由に放任せられてゐたため極めて亂脈に流れ國民の容儀思想上に悪影響を及ぼせるのみならず保健、活動能率經濟等の見地よりして遺憾の點が少なく、之が改善の方策を講ずることは刻下喫緊の急務である。

依つて政府は曩に國民服令を制定し、男子の服裝に關して規正の方途を講じたのであるが、衣料に關する消費統制々度の確立を機とし、本年二月十九日の次官會議に於て婦人の服裝に關し差當り日常着の標準服を制定し、之が普及を圖り以て國民の衣生活をして決戦体制下の國家的要請に即應せしめることとなつた。其の方針は次の如くである。

一 標準服は日本婦人の服裝たるに相應しく、日本的性格を表現

するを以て其の根本理念とすること。

二 標準服は質實簡素を旨とし、容儀を正しく眞の女性美を發揮せしめるやう之を考案すること。

三 標準服は民族増強の要請に應じ、婦人の保健上最善のものたらしめるやう之を考案すること。

四 標準服は婦人の活動分野増大の動向に鑑み、其の活動能率増進上最善たらしめるやう之を考案すること。

五 標準服は現下の纖維事情に鑑み退職衣類の更生活用、衣料の節約其の他經濟上最適たらしめるやう之を考案すること。

六 標準服は國民生活の實情に鑑み仕立上自家裁縫主義を徹底せしめるやう之を考案すること。

七 標準服は婦人服裝の特殊性に稽へ之を制服的に一定することとを避け、前各項の原則に準據する限り其の部分的應用工夫をなすことを認めること。

### ◆ 婦人標準服の普及

一 婦人標準服普及の指導に付ては概ね次の方法に依ること。

イ 指導的地位にある婦人に對し率先示範的に標準服を着用するやう指導を行ふこと。

- ロ 裁縫教科書を改訂し、標準服に関する事項を挿入すると共に裁縫教師に對して標準服の作製に關する指導を行ふこと。
- ハ 婦人團體を通じ標準服の普及に關する指導を行ふこと。
- ニ 官廳、團體、會社、工場等に於て新に女子の制服を定める場合に於ては標準服の型式中より之を考案するやう指導すること。既に制服の定めあるものにあつても特別の支障なき限り前項の趣旨に準據し適當な方法に依り之が改正を行ふこと
- ホ 既製品の作製は標準服の型式に準據せしめるやう指導すること。
- ヘ 適當な者をして標準服の型式に準據し、型紙を作製せしめ之を廉價販賣せしめること。
- ト 活動衣に付ては特に防空關係團體を通じ之が普及に關する指導を行ふこと。
- チ 外地婦人及び大東亞共榮圏内在留同胞婦人に對し標準服の普及に關する指導を行ふこと。
- ニ 婦人標準服の普及に關しては特に退職衣類の更生活用に依るを主眼とし、新規材料を購入することは可及的に之を避けしめるやう指導すること。
- 三 婦人標準服の普及に關聯し、概ね次の事柄に付て衣料の規正等を考慮すること。

- イ 小巾織物及び帶地の寸法は標準服の基準に従ひ規格の統一を圖ること。
- ロ 衣料の地質を標準服に相應しいものたらしめるやう可及的に單純化すること。
- ハ 衣料の色合、柄及び模様は標準服に相應しいものを考慮せしめること。
- ニ 下着類の規格を可及的に單純化すること。
- ホ 前各項に伴ひ衣料に關する價格統制々度及び消費統制々度等に付き適當に考慮すること。

### 過日の敵投下燒夷彈

#### 一 その實體と防火措置

(警務課)

去る四月十八日、アメリカの飛行機は小竊にも初めて我が本土を空襲して、東京神戸等に燒夷彈を投下したが、我が隣組の活動

が極端に勇敢適切であつた爲被害が僅少であつたばかりでなく、一面には我が國民防空に對して種々の參考資料を提供し、かつ一般社會の覺悟を更に鞏固ならしめる結果ともなつたことは頗る幸であつたといはねばならぬ。

今回の空襲に敵側の投下した燒夷彈は比較的小さなものであつて、今後も同様のものを投下するとは思はれないが、これを參考として防空防火上の訓練に資することは是非必要のことと思はれるので、その概要を説明する。

#### 一 投下した燒夷彈の種類とその構成

今回敵機の投下した燒夷彈は純然たるテルミット燒夷彈であつて、其の構成は

#### 彈体部

長さ二七センチ直徑四三ミリの圓筒形、厚さ半ミリ乃至一ミリ程度の鐵板製で、彈頭は同じく鐵製の六角形をなし、一邊の長さ二四ミリ、厚さ一三ミリ、邊と邊との徑は四三ミリである。

#### 信管部

長さ七五ミリのアルミニウム製六角形、但し彈体の鐵筒部に挿入する約二センチの部分は直徑約四センチの圓筒形をなしてある。内部は點火劑を發火せしめる雷管、雷管を撃つ約二入グラムの撃針、及びこれを支へる螺旋狀のスプリング、運搬中撃針の作働を防止する爲の安全栓等からなつてゐる。

#### 彈尾部

翼の作用をなすもので鋳力製六角形をなし、一邊の長さ及び徑は彈頭部と同一となつて居り、内部は空洞で底が張つてある。底のない一方は信管部の六角形の部分を挿入して紙で止めてあり、長さは二五センチである。

#### 燒夷彈

テルミット即ち酸化鐵とアルミニウムを各々非常にこまかい粉にした混合物であつた。

#### 二 テルミット燒夷彈の性能

今回投下した燒夷彈は彈体を良質の鐵板製として細長くし、其の侵徹力を大ならしめた處に特徴がある。侵徹力は木造建築物の場合は屋根・天井二階を貫く力を持つてゐるが、二階・天井に止まるものもあり、煉瓦やコンクリートには侵徹力はない。

落下と同時に小銃射撃の時位の音響を發し、テルミットは反應して酸化アルミニウムと鐵にわかれ、この際三〇〇〇度近い熱を出すのである。火花は二尺から四一五尺くらゐで飛散するが燃焼が極めて短時間に過ぎないことゝ、空氣の爲に容易に酸化して冷却されるために左程危険なものではない。従つて障子や襖等のやうな燃えやすいものはとにかく、濡らしたものに引火するといふことは殆どないといつてよい。

#### 三 テルミット燒夷彈の防火法

テルミット彈は直接注水しても水の分解量が少いから、思ひ切

00639

り接近して注水しても決して危険はない。寧ろ直接注水した方が延焼防止の上から効力があつたのである。又濡藎を被せて其の上から注水する方法では、藎の上ならバケツに二―三杯の水を一分乃至一分三十秒間位に徐々に注ぎかけるがよい。

砂をバケツに二―三杯位の量をかければ大体火焰の噴出を抑えつけることが出来るが、疊の上ならば砂をかける時藎の下に砂を入れるやうにするか、又は疊に水が落ちるやうに注水しなければ、疊や床板を焼き抜いて、その下に落下する危険がある。

尚、落下の瞬間燃焼を開始した場合ならば、直接弾頭を持つて屋外に投げ出すのである。

四 其の他の焼夷弾

焼夷弾には今回投下したテルミット焼夷弾の外に、エレクトロン焼夷弾、油脂焼夷弾、黄燐焼夷弾などがある。

エレクトロン焼夷弾といふのは弾体をエレクトロンで造つてテルミットをつめたものである。エレクトロンといふのはマグネシウムとアルミニウムとから出来た合金で、比重が一・八、六三〇度乃至六五〇度に熱せられると熔けはじめると同時に煌々たる白銀色の炎を發し、二〇〇度乃至三〇〇〇度の高熱を發するものであつて、即ち弾体、焼夷劑共に高熱を發する性能を持つてゐるが、いづれも飛散する火の粉は空氣に觸れるとすぐ冷却して効力を失

ふから格別恐ろしくはない。

このやうに焼夷弾はテルミットでもエレクトロンでも發熱度の高い割にその燃焼時間が短いといふ缺點があるので、これを補ふ爲に黄燐や油脂を入れたものが黄燐焼夷弾や油脂焼夷弾である。

五 今天空襲に於ける防火活動の概況

現實に焼夷弾の投下を受けたのであるが、各戸とも一人も逃げ出す者なく、各自が自家に落下した焼夷弾の消火に當り、消火の見込がついてからはこれを子女に一任して隣家への應援に努めた者、自家のものを手早く消火して隣家の消火に協力した者、自家に四個落下したが一主婦の手で消火した者、或は高所の焼夷弾を十六歳の一女學生が消火したもの、七十六歳の一老婆が焼夷弾の消火に當つたもの等もあつて、留守でない家は全部焼夷弾消火に成功して居るのである。

そして消火に使用したものは其の大部分は準備してあつた濡藎・砂・水等を以て消火に當つてゐる。

六 主なる火災原因及び防火上の注意

今次敵の空襲によつて生じた主なる火災の原因並にこれについて特に防火上注意を要する事項について記すと次の如くである。

イ 家人の不在であつたこと。

ロ 家屋の太なるに比して防火従事者の少なかつたこと。

00640

ハ 飛行機の爆音により外に飛び出してこれを望見し、爲に自家の防火措置の機を逸したこと。

ニ 押入・天井裏・二階又は狭隘な露路等に投下された爲その發見の遅れたこと。

ホ 倉庫、空屋等に投下されたものに對し、防火活動の遅れたこと。

ヘ 二階その他防火の困難な場所に防火用水を配置して居らなかつたこと。

〃誓つて安全貫け征戦〃

七月一日より七日まで 戦時産業安全週間

(保安課)

来る七月一日より七日までの一週間厚生省、商工省主唱の下に第十五回「戦時産業安全週間」が實施せられることになつたので、本縣でも之に呼應して安全運動を實施することゝなつた。

産業の安全を期することは平素に於ても工場の危害豫防及び衛生規則に依つて安全管理者、安全委員、工場醫等を設け安全處置

を研究實施すべきことになつてゐるのであるが、本縣に於ける實情を見るに右保員の設けはあつても其の活動に何等見るべき點のないのは洵に遺憾な次第であつて、工場、事業場に於ては週間に

入る前に成るべく工場長、事業主、安全管理者等の協議會を開催して工場、事業場の實体を考へ、其の内部に浸透すべき有効な方策を決定して本運動の目的達成に格段の努力を致されるやう切望する次第である。

運動要綱は次の通りである。

一 目的

宣戰の大詔發せられるや大御稜威の下皇軍將兵は神速果敢克く其の戦果を收め、大東亞共榮圈建設の基礎は愈々成らんとしであるのである、今や攻撃戦と並んで建設戦に大いに力を効さなければならぬ時、皇國産業人の活躍すべき國家的使命は益々其の重大性を加へて來たのであつて、此處に第十五回安全週間の實施に當り「誓つて安全貫け征戦」を心として職場の敵たる産業災害の絶滅を圖り、以て生産増強に全力を盡すことは現下急務中の急務と云はなければならぬ。

二 警察署に於て實施すべき事項

- 一 本年度に於て特に強調すべき事項
- イ 工場事業場の防空訓練及び施設の整備を此の機會に充實

せしめること。

ロ 安全運動は作業能率の増進上密接な関係があるので、現場技術者に對し特に本運動に協力せしめること。

ハ 最近新人工場に短期勤勞者の災害が多いので、重工業關係工場に對し特に趣旨の徹底を期すること。

二 協議會の開催

安全週間の實施計畫細目の決定に當つては、地方に於て成るべく之に關する協議會を開催すること。

三 安全關係者に對する指導

安全管理者、工場醫、安全委員等の積極的活動を促すため業態別、地域別等適當な區分に依り協議會を開催すること。

安全日誌制度の活用、安全管理者のない小工場に於ても趣旨の徹底を圖ること。

四 安全週間の視察

成るべく監督者を工場、事業場に派遣し、週間行事實施狀況を視察指導すること。

五 優良工場の報告

他に推奨すべき安全運動の成績優秀な工場、事業場及び其の事實を報告すること。

三 専業主に於て實施すべき事項

1 安全週間實施の計畫及び準備

安全週間に入る前安全管理者、安全委員、工場醫の協議會を開催し、其の工場又は事業場に即する具体的計畫を樹立して全従業員に周知せしめること。

2 安全週間日次計畫

◇ 第一日 安全報國宣誓日

一 神社、講堂、工場廣場其の他適當なヶ所に全従業員を集合せしめ、安全祈願並に安全報國宣誓式を行ふこと。

式次第は諸儀式に準じ、専業主又は工場長より安全運動の實體を把握せしめるべき訓示を行ふこと。

二 産業殉職者の慰靈祭を行ふこと。

三 週間中安全旗を掲揚し、従業員は徽章を佩用すること。

四 安全週間實施の目的を理解徹底せしめるため講演會、講話會、映畫會を開催すること。

五 災害疾病發生原因の解説、災害疾病統計を掲示又は印刷配付すること。

六 安全衛生に關する考案、希望、感想、標語、ポスター等に付き廣範圍に亘つて懸賞を募集すること。

◇ 第二日 防空施設整備日

既設の資材、器具を點檢し整備すること。

◇ 第三日 整理整頓實行日

清掃擔任責任者を定めること。

一 作業場、食堂、寄宿舎、構内全般に亘つて整理整頓清掃を行ひ廢品を回収すること。

二 作業場の環境を整備すること。

◇ 第四日 安全検査日

一 設備工具材料の安全検査を行ひ改善すること。

二 作業場、寄宿舎、休憩所、食堂、炊事場の衛生的検査を行ひ改善すること。

◇ 第五日 緊急事態對處訓練日

空襲、火災、出水時に對處する災害防止訓練をなすこと。

◇ 第六日 職域奉公強調日

一 物資勞力の無駄を排除し勤勞倍加に努めること。

二 貯蓄増加に協力すること。

◇ 第七日 反省日

一 週間行事を反省し、今後の安全運動に資すると共に未了行事があれば必行すること。

二 心身の修養鍛鍊を行ふこと。

四 注意事項

週間中の行事計畫は時局柄堅實質素を旨として實施すること。

民間航空家の養成

一 航空機乗員養成所

(學務課)

◇ 民間航空力強化の要

建國の大理想八紘一字の大精神を大東亞國內に實現し、進んで世界新秩序の上にもまで發展せしむる機會は來た。今こそ日本人は世界何れの國民にも民族にも優れたる大和民族の天稟を發揮すべきである。従つて我々はこれまでより格段の覺悟を以て我が國力の増強を圖り、高度國防國家の完成に邁進しなければならぬ。

然るに、今や「空を制する者は世界を制す」る空の時代が來たのであつて、航空力なくして國力を語ることは出來なくなつた。今次の大東亞戰爭に於て、我が空軍が如何に重要な役割を演じ赫々たる戰勝の因をなしつゝあるかを考へるとき、戦時は勿論平時に於ても航空力こそ國防國家の緊要なる一翼として、國威を宣揚し八紘一字の大理想具現の上に缺くべからざる要素であること痛感せしめられるのである。

近時我が國民學校並に中等學校に模倣型航空機の製作飛翔或は滑空機の訓練が行はれて、大日本航空青少年隊が結成せられ、本縣

00643

に於ても鳥取縣航空青少年隊の結成を見、又中國聯合滑空訓練所も出來て全國的に有名な鳥取砂丘に滑空機格納庫も落成を見るに至つたのであるが、これらは皆軍航空の前提として、その基礎たる民間航空力を増強し、新時代に即應せんとする國策の顯れに外ならないのである。

政府に於てはこの重要にして緊急なる國策を更に強力に實行する爲、民間飛行家の養成を本格的に開始することとなり、昨年より千葉縣に中央航空機乗員養成所を設置し、本縣米子市兩三柳並に仙臺・熊本・新潟・印旛(千葉縣)・天虎(滋賀縣、分教場)の六ヶ所に地方航空機乗員養成所、更に本年より京都・岡山・愛媛・都城(宮城縣)・長崎・古河(茨城縣)の六ヶ所に同じく地方航空機乗員養成所を開いて純官費を以て航空機の乗員養成に邁進してゐるのである。

航空機乗員養成所

地方航空機乗員養成所は將來日本の航空界に或は操縦士として或は航空機工業技術家として勇飛せんとする若人に對し、甲種工業學校程度の普通學科を授けると共に航空機工業に關する専門學術科をも教授し、更に航空機乗員として必要な知識技能を與へるものであつて、年齢滿十二歳より十四歳までの國民學校初等科修了者を入所せしめ、五ヶ年に亘つて教育するものであつて、卒

業後は二等飛行機操縦士・二等航空士・二等滑空士の證明書を與へ且つ甲種工業學校卒業者と同一の資格が認められる。しかしこれらの者は直ちに最初の希望(入所當時、卒業後の陸軍海軍への入隊希望によつて養成所が分けられる)に従ひ、陸軍では航空兵科の下士官候補生として、海軍では豫備練習生として入隊し、若干期間軍航空兵として更に技術を磨いて豫備下士官に任官して除隊する。この場合本人の希望によつてはそのまま續いて將校への道も開かれてゐる。

次に除隊したものは何時召されても直ちに馳せ參じ得る心構の下に各方面に進出してその技を振ふのであつて、例へば中央養成所に入所して更に高等の技術を授けられ、卒業後は一等飛行機操縦士又は機關士となり、これに入所しないものは大日本航空會社滿洲航空會社に入社し、又は甲種工業學校卒業生と同等の技術者として飛行機製作所等に入り、そのうち自らの研究と練習によつて一等操縦士・航空機機關士・一等航空士ともなるのである。

尙地方養成所の卒業者は卒業後五ヶ年間は航空局長官の指定する航空に關する業務に従事する義務があるが、兵役中もこの義務年限中に算入されるし、航空局長官の承認を得れば高等工業學校その他の上級學校にも入學出来る。

又、地方航空機乗員養成所ではこの一年生の外に十五歳から十

00644

七歳までの國民學校高等科修了者又は中等學校二年修了者を三年生として收容し、三ヶ年の教育を行つて一年生から入つた者と大休同じ教育を施し、待遇も資格も右に同じくすることになつてゐるが、これは養成所の生徒が三年生まで揃ふまでの間臨時的に行はれるものである。

別に又地方航空機乗員養成所には、右の本養成の外に臨時養成所として操縦生がある。これは年齢滿十七歳より十九歳までの者に中學校三年程度の試験を行つて採用するもので、期間は一ヶ年で主として操縦の事のみを授け卒業後は二等操縦士の技術證明書を授與し、軍隊關係、除隊後の進路等も大休本養成の卒業生と同様である。これの募集は既に開始されてゐて、願書提出は本月中であるから志望者は至急志願されたい。

中央航空機乗員養成所は地方養成所の卒業生の中から選抜入學せしめて、更に高い専門の教育と技術とを授ける鳥人最高の錬成所であるが、現在のところ操縦科へは地方養成所の操縦生卒業生、機關科へは一般中學校又は甲種工業學校の卒業生の中から募集される。

修業年限は操縦科は一年、機關科は二年で、卒業後は操縦科は一等飛行機操縦士、機關科は航空機機關士の技術證明書が授與される。

地方並に中央養成所の概略は以上の如くであるが、生徒は何れも全員所内にある生徒舎に在つて優秀なる指導者の下に一糸亂れぬ規律と秩序の中に軍のそれの如く教育せられ、今後の日本を背負つて立つ空軍の豫備的役割に當る教養を積むと共に、民間航空界の中堅となるものである。若き人々の奮つて入所されるや、希望する次第である。

若人よ大空へ

養成所は他の諸學校と同様毎年四月(操縦生は年二回、四月と十月)であるが、試験は例年前の年の十二月頃であつて、願書の受付は七月頃から開始されるから、今からその考を固めて受験せられたく、募集案内は最寄の養成所に問合せるか、郵便局や各學校の揭示によられたい。

採用試験は學科試験・身体検査・口頭試問の三つに分れてゐるが飛行機の乗員になる爲には何より身体が丈夫であることを絶対必要とするのであつて、適性検査も普通の体格検査と共に併行して行はれる。従つて志願者はまづ身体に自信をつけて置くことが必要であつて、体格検査に不合格であつたら學科試験も受けることは出来ない。

尙、身体検査については標準が定められてゐて、一ヶ所でもその標準に達しないものは他の方面がどれだけよくても不合格とな

るから前以て留意されたい。この標準は將來海軍へ進むものと陸軍に進むものとは幾分違ふが、今陸軍の標準の主は點を記すと次の通りである。

△身体検査標準

中央養成所

身長 一、五〇米以上

体重 四七、〇斤以上

視力 矯正視力〇、八以上

地方養成所

年 齡 (滿) 身長(米) 胸圍(米) 体重(斤)

一二歳以上 一三歳未滿 一、三三 〇、六三 二八、五

一三 同 一四 同 一、三五 〇、六四 二九、〇

一四 同 一五 同 一、五〇 〇、六九 三五、〇

一五 同 一六 同 一、五五 〇、七六 四七、〇

操縱生 視力 裸眼視力一、〇以上

右の外精神病の遺傳的素因著しき者、慢性酒精中毒者、循環器呼吸器臟器に著しき異常ある者、光神色神異常者、鼓膜歐氏管等の異常者、喉腔鼻腔鼻咽喉等の慢性疾患、眩暈を起し易き素質の者、感情動搖甚しき者その他航空勤務に不適當な異常者は不合格となり、特に内科疾患並に視力不足の者は格別嚴選される。

兵器献納資源回收 運動醜出金報告

金額	町村名
一金四拾五圓拾八錢	氣高郡千代水村
一金拾貳圓貳拾八錢	東伯郡三德村
一金九圓貳拾壹錢	東伯郡小鴨村
一金拾八圓拾錢	岩美郡米里村
一金壹百參拾五圓拾貳錢	岩美郡大茅村
一金六圓七錢	日野郡根雨町
一金八圓七拾錢	日野郡黒坂町
一金參圓七拾六錢	日野郡石見村
一金參拾參圓八錢	西伯郡五千石村
一金參拾貳圓參拾錢	東伯郡舍人村
一金參拾圓拾五錢	西伯郡大篠津村
一金參拾八圓拾九錢	西伯郡上道村

昭和十七年六月二十三日印刷  
昭和十七年六月二十三日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所